

新しい役場庁舎の整備について —新庁舎整備について検討します—

提出先・問合せ 〒345-8502 杉戸町清地2-9-29
管財契約課 管財担当 内線275
✉kanzaikiryaku@town.sugito.lg.jp

町では、「杉戸町新庁舎整備基本構想」の策定を進めています。

審議会委員を募集します

◆杉戸町新庁舎整備審議会

応募資格 町内在住・在勤・在学の18歳以上の方
募集人数 若干名
選考方法 書類選考（採否に係わらず、結果を連絡）
活動内容 町長の諮問に応じ、新庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議し、答申する会議に出席していただきます。（年3回程度）
任用期間 11月の委嘱日から令和5年の答申を提出する日までの間

報酬等 町条例の規定に基づき支給
応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・メール添付のいずれかの方法にて管財契約課へ提出（町ホームページからも直接応募可）
応募用紙配布場所 管財契約課（町ホームページからダウンロード可）
応募期間 10月20日(木)～31日(月)【必着】

ワークショップの参加者を募集します

応募資格 町内在住・在勤・在学の15歳以上の方
募集人数 30名程度（応募者多数の場合、抽選）
開催場所 杉戸町役場 会議室
活動内容 町民の皆さんの意見を参考にさせていただくため、今後の新庁舎整備のことを皆さんと一緒に考えていただきます。専門的な知識は不要です。
開催時期 令和5年1～6月の土曜日または日曜日
午前または午後の3～4時間、計2回または3回開催予定

応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・メール添付のいずれかの方法にて管財契約課へ提出（町ホームページからも直接応募可）
応募用紙配布場所 管財契約課（町ホームページからダウンロード可）
応募期間 10月20日(木)～31日(月)【必着】
※報酬等はありません。

都市計画（下水道）の変更手続きについて 都市計画の案の縦覧および意見書を募集します

提出先・問合せ 〒345-0036 杉戸町杉戸1-1-1
上下水道課 下水道担当 ☎(37) 1232

公共下水道（区域の追加）に関する都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。また、この都市計画の案に対する意見書を募集します。

計画（案）の縦覧について

■変更する都市計画
下水道区域の追加（アグリパークゆめすぎと）
■計画（案）縦覧期間
10月7日(金)～20日(木)
※町ホームページからもご覧いただけます。
■縦覧場所
上下水道課窓口（閉庁時間帯を除く）

意見書の提出について

■提出期限
10月20日(木) 17時15分【必着】
■対象
町内在住および利害関係人
■提出方法
「意見書様式」に記入のうえ、氏名・住所・電話番号を明記して、上下水道課窓口へ持参または郵送

令和4年度冬休み・令和5年度放課後児童クラブ入室案内

問合せ 教育総務課 庶務管理担当
内線395

放課後児童クラブは、町立小学校に在籍する児童のうち、「保護者が就労等により居間いない場合に、授業終了後等に適切な遊びおよび生活の場を提供」することにより、健全育成を図ることを目的とする施設です。

配布期間 冬休み 10月31日(月)～11月4日(金)
令和5年度 11月7日(月)～11日(金)
①各放課後児童クラブ 14時～18時30分
②教育総務課 庶務管理担当 9時～17時
受付期間 冬休み 11月21日(月)～25日(金)
令和5年度 申請書配布時にお知らせします。
対象児童 小学1～6年生
保育料等 冬休み 日割り（保育料日額280円、おやつ代日額110円）
令和5年度 9,500円（保育料月額7,000円、おやつ代月額2,500円）

入室要件 次のいずれかに該当する場合
◆就労 ◇疾病または負傷 ◇災害復旧
◇精神または身体に障がいのある方
◇出産（産前1.5か月・産後1.5か月）
◇同居の親族の介護または看護されている方
◇就学 ◇求職活動 ◇その他
※◆は、勤務先証明書が必要です。
◇は、別途証明書等が必要です。

申請書配布場所一覧

クラブ名・その他	所在地	電話番号	定員
中央放課後児童クラブ	大字倉松600番地1（杉戸第二小学校内）	(34) 8895	60名
中央第2放課後児童クラブ		(31) 6533	30名
泉放課後児童クラブ	大字宮前1番地（泉小学校内）	(38) 4305	30名
内田放課後児童クラブ	内田2丁目9番28号（杉戸小学校内）	(33) 5954	60名
内田第2放課後児童クラブ		(32) 8832	45名
内田第3放課後児童クラブ （令和5年4月1日開所予定）	内田2丁目9番28号（杉戸小学校敷地内）	—	40名
高野台放課後児童クラブ	高野台西5丁目16番地（高野台小学校内）	(32) 7156	60名
南放課後児童クラブ	大字堤根2776番地3（杉戸第三小学校敷地内）	(33) 5887	40名
西放課後児童クラブ	高野台南5丁目1番地1（西小学校敷地内）	(32) 7844	60名
西第2放課後児童クラブ	高野台南5丁目1番地1（西小学校内）	(31) 7563	30名
教育委員会教育総務課 （庶務管理担当）	清地2丁目9番29号（役場第1庁舎2階）	内線395	

『令和3年度杉戸町みんなで作る まちづくり支援制度』支援結果

問合せ 住民協働課 住民協働・コミセン担当
内線283

町では、住民団体が自主的・自発的に取り組むことにより、まちづくりへつながる活動を支援するため、団体が実施する事業に対して支援金を交付しています。令和3年度の支援結果は、下記のとおりです。

【令和3年度支援結果】 ●令和3年度 交付事業数：6件 交付金額：325,000円

No.	団体名	事業名	交付金額(円)
1	杉戸町の生活と観光写真コンテスト実行委員会	杉戸町の生活と観光写真コンテスト	45,000
2	フレッシュタウン自治会	フレッシュタウン納涼花火大会（心のふれあい活動）	100,000
3	杉戸町身体障がい者福祉会	福祉映画上映会	10,000
4	ふれあい祭り実行委員会	ふれあい祭り	10,000
5	古利根川SUPクラブ	SUP体験会	80,000
6	杉戸の歴史と民俗を考える会	杉戸の歴史と民俗を考える	80,000

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」 が公布・施行されました

問合せ 県人権・男女共同参画課
☎048 (830) 2258

部落差別のない社会の実現を目指して「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が7月8日に公布・施行されました。

この条例は、部落差別の禁止規定を設けるとともに、同和問題について正しい認識を一人ひとりが持つことにより、部落差別をなくしていくことを目的としています。